

令和6年11月28日
金融庁

無登録で暗号資産交換業を行う者について (Bitget Limited)

無登録で暗号資産交換業を行う者について、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係16. 暗号資産交換業者関係Ⅲ-1-6(2)②に基づき、本日、警告を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

- ・業者名等：Bitget Limited
代表者 Gracy Chen
- ・所在地：シンガポール共和国
- ・内容等：インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの
- ・備考：インターネット上で暗号資産取引を行っている「Bitget」を運営している。

※ 上記は、インターネット上の情報に基づいて記載しており、「業者名等」「所在地」は、現時点のものでない可能性があります。

連絡・問い合わせ先
金融庁 総合政策局 リスク分析総括課
フィンテック参事官室 暗号資産モニタリング室
TEL 03-3506-6000 (代表)